

ドイツ社会民主党史研究
——社会主義者鎮圧法施行百周年に寄せて——

西尾孝明

History of the German Social Democratic
Party

Nishio Takaaki

はじめに

1. ヘーデル事件と第1次法案の提出
2. 弾圧法制定の真の動機

(以下、次号)

はじめに

1878年10月社会主義者鎮圧法 Sozialistengesetz が施行されてから一世紀経った。100周年を記念して、ドイツとりわけドイツ民主主義共和国では、いくつかの記念刊行物が既に出版されており¹⁾、また少なくとも今後数年間は、この種の刊行物が恐らく発刊されるものと思われる。

これらの文献や研究書などの続刊に刺激され助けられて、筆者は既に昭和55年1月「社会主義者鎮圧法の制定に向けて」と題する研究を発表した(中央大学『法学新報』87巻1・2号、原田鋼教授退職記念論文集)。しかしながら、この論文を書き終えて後、今日に到るまでの間に、社会主義者鎮圧法研究の集大成である浩瀚な絵入り本 Zentralinstitut für der Akademie der

Wissenschaften der DDR, Das Sozialistengesetz, 1878—1890, Illustrierte Geschichte des Kampfes der Arbeiterklasse gegen das Ausnahmegesetz, (以下, Illust. Geschichte と略記す) Berlin 1980 が刊行されたほか、数冊の研究書が筆者の手許に届けられた。

もとより、これらの研究書の続刊をもってしても、100年前の、しかも極めて政治的裏面史的な側面をもつこの歴史過程を、その暗黒の部分に到るまで解明しつくすことは、今日もはや不可能であろう。例えば、1878年社会主義者鎮圧法制定の直接の切っ掛けとして利用されることになった2回の皇帝暗殺未遂事件（5月のヘーデル事件および6月のノビリング事件）が、ビスマルクの秘密警察の使喚によるのではないかと言うような疑念が、歴史家の解釈として述べられてから久しいが²⁾、これらの未解明部分は、100年後の今日、依然として謎で包まれているばかりか、もはや真相解明が不可能になっているとさえ言えよう。

それゆえ、史料の発見や研究書の発刊などによって、歴史が絶えず書き換えられ、また書き換えられなければならないと言っても、自ら限界があることは言うまでもない。このような限界を負いながら、可能な限り歴史を書き換えつつ進むのが、歴史家の使命でもあるうか。われわれの仕事には終りが無い。

このように考えて、本稿では主として新着の研究書で述べられている解釈や学説を手掛りとしつつ、社会主義鎮圧法制定史の前半部分をリライトすることにした。

(註)

1) 鎮圧法施行 100 周年にあわせて、最近刊行された文献類としては、Berndt Helga, Eine Dokumentation zum 100. Jahrestag des Sozialistengesetzes (1878—1890), Biographisches Skizzen von Leipziger Arbeiterfunktionären, Berlin 1979, Fricke Dieter, „……und ausgelacht obendrein!“, Heiteres und Ernstes aus dem Kampf der deutschen Arbeiterklasse gegen das Sozialistengesetz, 1878—1890, Berlin 1978, Bartel H., Schröder W., Seeber G., Wolter H., Der Sozialdemokrat 1879—1890, Ein Beitrag zur Rolle des Zentralorgans im Kampf der revolutionären Arbeiterbewegung gegen das Sozialistengesetz, Berlin 1975, Karasek Horst, Belagerungszustand! Reformisten und Radikale unter dem Sozialistengesetz 1878—1890, Berlin 1978, Döring D., Kempfen O. E. (Hrs.), Sozialistengesetz Arbeiterbewegung und Demokratie, Köln-Frankfurt/Main 1979 などがある。また最近刊行されたばかりの前記の絵入り本 Illust. Geschichte は、当時の労働者階級の闘争を生々しく伝える写真を豊富に収録した興味深い出版物

で、最近に到るまでの社会主義者鎮圧法研究の集大成と言ってよい。

2) 例えば D. フリッケは1962年本文中で述べた主旨の彼の解釈を自著の中で述べている。cf. Fricke Dieter, Bismarcks Pratorianer, Die Berliner Politische Polizei im Kampf gegen die deutsche Arbeiterbewegung (1871—1898), Berlin 1962, S. 43.

1. ヘーデル事件と第1次法案の提出

1878年にベルリンでおきた2回の皇帝狙撃事件（5月と6月）は、精神異常者やデクラッセの犯行であった、いずれも社会主義労働者党とは「なんのかわりもなかった」（ローゼンベルク）事件であるが、ビスマルクはこれらの事件を極めて巧妙に利用することによって、社会民主主義者への弾圧を遂に合法化し、所期の状況を創出することに成功した。

その意味で、5月に起った第1回の狙撃事件とそれに引き続く諸事態の発展とは、ビスマルクが、同年9月に帝国議会に提出した第2次鎮圧法案の強行通過をはかるための、強力な伏線としての意味をもち、事後の状況を有利に盛り上げて行く上で、重要な役割を果たした。5月の狙撃事件を利用して巧妙に行ったビスマルクの第1次鎮圧法規立法化の試み（5月）は、たしかに帝国議会多数派議員たちの反対にあい挫折はしたが、それを逆に利用して、状況を操作したビスマルクの奸智と狡猾さとは、まさに典型的な権力者の行動様式を彷彿させるものがあり、1世紀後の今日見ても、政治的に極めて興味深い。そこで、問題の端緒となった5月の事件の概要を、次に述べておこう。

1879年5月11日（土）は、五月晴れの美しい日であったが、この日の午後、ベルリンのウンター・デン・リンデン通りで突如なり響いた2発の銃声は、以後12年間ドイツで荒れ狂うこととなる嵐の不吉な前兆であった。折しも無蓋馬車で女王（パーデン大公妃）と共にこの通りを走っていたドイツ皇帝ヴィルヘルム1世が、不逞の犯人に狙われたのである。記録の伝えるところによれば、皇帝自身は自分が狙われたことにも気がつかぬ程で、弾丸はいずれも皇帝の遙か彼方を飛んだようである。その場に居合わせた人々がいわゆる「暗殺」未遂事件に関して現に目撃したことは、それが全部だったと伝えられるが、警察は21才の元ブリキ職人マックス・ヘーデル M. Hödel を直ちに犯人として逮捕した。

彼はもともと碌に働く意志もたないデクラッセの放浪者で、諸政党間を転々と移り歩いて、何がしかの金をせびるだけの人物であったようである。例えば、彼は一時期ライプツヒの社会民主党機関紙『ディ・フ

ァーケル』の販売員をしていたが、公金横領の廉でそこを追放された後は、同地の国民自由党の地方ボスであったシュパーリヒ Sparg に雇われて、社会民主主義者関係の秘密を洩らす仕事をして報酬を得たり、また帝室説教師シュテッカー Stöcker A. の派手な宣伝につられてベルリンに赴き、キリスト教社会党 Christlich Soziale Partei に入党するなどの遍歴を重ねていた。メーリングは、その著書の中で、この人物のことを、「どうしようもない人間」だと述べている。したがって、この哀れな墮落した人物が仮令皇帝の命を狙ったとしても、「この暗殺行為は、白痴による白痴的手段をもってなされた殺人未遂であって、死刑台もしくはたんなる刑務所行き¹⁾の行為というよりは、精神病院行き²⁾の行為であった」と述べていたメーリングの指摘が、恐らく肯綮に当たっていたと思われる。

そればかりか、ヘーデルの犯行は、当時の社会民主主義者の政党組織、社会主義労働者党とは、直接無関係であった。確かに、彼は1877年以来ライプチヒに住んで、前記のように、その地の同党機関紙『ディ・ファークル』の販売員を一時期していたが、既に4月5日には、同紙の販売部はヘーデルの解雇を公示していたし、またこの事件をさかのぼること2日前の5月9日には、同党中央機関紙『フォルベルツ』もまた、彼の除名公告を掲載していた。つまり、ヘーデルは確たる主義信条をもつ社会主義者でも何でもなく、政党間を渡り歩く当時の典型的なデクラッセであったにすぎないと言えよう。

それゆえ、もし社会主義者労働党に落度があったとすれば、そのような言わば札つきの人物を党紙の販売員に雇ってしまったと言うことしかなく、況んや彼を解雇した後、彼が行ったと言われる彼の愚行にまで党が責任をとらされなければならぬ謂れなど、到底あろう筈はなかった。だが、それにもかかわらず、事態は思わぬ方向に展開してしまうのである。

このように、ヘーデル事件はもともと社会主義者とは全く無縁な事件であったが、事態の意味するところは、権力者ビスマルクにとって、全く別であった。それは「白痴」的犯行を行ったヘーデルが、精神鑑定も行われることなしに、極刑に処された国事裁判の峻烈さを、後に結果しただけではなかった。この事件の直後から、ビスマルクの周辺では、恐るべき企てが開始されたのである。

ビスマルクは、この事件が起ると、犯罪を社会主義者たちの責任にすることに躍起となった。なぜならば、1871年のパリコミュニョンの経験によって、社会主義勢力の怖るべきことを痛感させられていた彼は、

帝国内で労働者が階級闘争を行うことに極めて禁圧的であり、労働運動抑圧のチャンスがこの時期狙い続けていたからである。当時、彼が日曜休日制や少年労働の禁止などの労働者の諸要求に対して、全く無理解なばかりか、極めて抑圧的であったのは、そのような理由による。彼がA. ヴァグナーやG. シュモラーなどの意見を採り入れて、「労働者保護」をうたう一連の社会政策を打ち出し始めるのは、この時点から5年後の1883年である。

そこで、話を1878年に戻して、ヘーデル事件後のビスマルクと彼の周辺の政府高官たちの動きを、できるだけ要約的に追って見よう。

事件がおこると、直ちに同日夜8時半すぎ、ビスマルクは、当時滞在中の彼の別荘地フリートリヒスルーから、國務次官フォン・ビューロー宛てに打電し、この狙撃事件を契機にして、「直ちに社会主義者やその機関紙を規制すべきだと思いが、オイレンブルク（内相）と相談すべし」との訓令を発している³⁾。事件後数時間で行われたこのビスマルクの措置は、まさに電光石火で、彼の直感的な決断の早さを物語るものであるが、その異常な早さは、その決断の前提に、彼の或る種の子断が働いていたことを、同時に意味しはしないだろうか。

事実、検事総長テッセンドルフは、事件がおこると直ちに、犯人ヘーデルの経歴と事件の概要に関する詳細な報告書を、ビスマルクに提出していたが、その中には、犯人である「ヘーデルが反社会主義協会 Sozialisten gegenübertretenden Verein およびキリスト教社会主義労働党のメンバーであった」ことや、また彼が「3月14日ライプチヒの社会主義者たちの正式の決定によって、党から除名され、その決定がその後1878年5月9日開催のハンブルク中央委員会によって承認された」⁴⁾ ことなどを、ほぼ正確に記載していた。社会主義者どころか、「反社会主義協会」のメンバーであり、かつまた社会主義者たちから除名された人物の所業を、強引に社会主義者のそれとこじつけたビスマルクの意図は、その訓令の異常な早さと相俟って、極めて政治的で理不尽な彼の狙いのしたたかさをうかがわせる。

当時、この事件が社会主義者の仕業であると、ビスマルク自身が信じていたかどうか、今日では確認がないが、1871年以降、社会主義者に対して政府が行って来た一連の抑圧措置を見ると、彼の考えの中には、すべての革命的な行動を「^{シュターツ}国家の敵^{フライング}」のそれと見る本能的な傾向があり、そのような傾向が前記の電光石火の訓令を彼に出させたという推論を、1世紀後の今

日、われわれがしても無理からぬところであろう。

逮捕されたヘーデルのポケットの中から、ベルリン労働者協会の会員証や多数のビラと、ペーベル、リープクネヒト、モストなど、当時の指導的な社会主義者たちの写真が出た他に、社会主義労働者党機関紙『フォルベルツ』の予約購読料受領証までもが出て来たと言われたことも⁶⁾、ビスマルクにとっては好都合であった。

ともあれ、ビスマルクは11日の狙撃事件の直後に、官房長官ティーデマンから事件の詳細を聞いた後、同日夜、前記の訓令を発した。そして、その後の彼の行動を辿って見ると、翌12日には、社会主義者を取締るための例外法の立案を、書面でティーデマンに指示している。ビスマルクは、「そのような法律の草案は、手短かなもので良いのだ」⁷⁾と述べている。

ティーデマンは、直ちにその旨を閣僚に伝えると共に活発に動いた。その間の事情は不明であるが、ヘーデル事件がおこってから数日後に、ビスマルクの知遇と信頼とをえていた秘密顧問官L. ブーハーは、社会主義者規制法案の作成を開始している。

ところで、第1次法案の作成は、このように余りに迅速かつ唐突に行われたので、下院の多数を占める自由派はもとより、閣僚中にいた自由主義的な思想の持主にとってすら、全く寝耳に水であった。彼らはビスマルクへの忠勤か自らの思想への忠実さかの二者択一を、ここで求められる破目となったのである。

例外法の制定によって、社会主義者を取締ろうとしたビスマルクの意図は、他ならぬ彼の閣僚たちの間から、まず反対をうけた。反対論の急先鋒は農相フリーデントールと法相レオンハルトであったが、蔵相ホブレヒト、文相ファルクなどや、前記の内相B. オイレンブルクですらも、内心ではビスマルクの意図には反対であったと言われている。とりわけ、フリーデントールは、5月13日フリートリヒスルーにビスマルクを訪ねて、自分とその仲間たちの反対意見を具申した。彼らの反対論の主旨は、社会主義者の規制を例外法で行うべきでなく、そのような例外法案を提出するならば、帝国議会の承認は得られまいという点にあった。

だが、ビスマルクが頑固に自説を主張して譲らなかつたため、農相は得るものもなく帰宅した。しかし、閣僚中の反対意見は、それで静まった訳ではなく、翌14日にも、例外法を制定すべきでなく、刑法を強化すれば事足りるという論議が、閣僚間ではくりかえされたばかりか、会期末を控えて、そのような法案を議会に提出する見透しのなさに危惧の念をもつ意見も、出されていたのである。

にもかかわらず、一方でL. ブーハーに命じて大急ぎで立案させた鎮圧法の原案は、この時点で既に成案をえていたので、内相B. オイレンブルクがそれを携え、傍ら前記の閣僚たちの声を伝えるべく、5月15日別荘にビスマルクを訪ね、重ねて諫言してその自重をうながしたとき、首相は激怒して感情的となり、法案提出を次の議会まで見送ることには、全く応じなかったという⁸⁾。

今日からすれば、ビスマルクはこの時点で他の閣僚よりも権力者としてのタクティクスに十分長じていたと思われる。彼は議会や閣僚たちの反対をすらすら、十分計算していた。彼によれば、世論を煽りそれを利用して、自らの計画を貫くことが肝要であって、よしんば議会が法案を否決しようとも、その場合には、議会が世人の非難を浴びるだけだから、政府に責任はないと言うのであった。B. オイレンブルクの調停工作がこのように失敗した後、在京の閣僚は不承不承この法案の議会への提出に同意しているが、蔵相ホブレヒトだけは最後まで法案提出の時期が悪いと主張し続け、また文相ファルクは沈黙し続けた⁷⁾。

かくて、政府は同日皇帝の裁可を経た後に、翌日この法案を連邦参議院に提出した。

今日、史料を辿ると、この法案の審議が行われていた最中の5月19日、官房長官ティーデマンは官房書記官長ホフマンに宛てて訓令を出し、法案の処理に当たっては、次の諸点にとりわけ留意するよう指示している。

- i ヘーデルの暗殺未遂事件が法案の作成を必要とさせたのではなく、もし社会主義が国民生活に根を下ろすようなことにもなれば、現行法の体系では、国家社会の安寧を守ることは難しいと言う理由が政府側にあること。つまり、社会主義者に対する対策上の必要性。
- ii この法案の提案は、社会主義者の「無法ぶり」に対して政府が無策ではなく責任を果しているのだということを示すために行うものだから、帝国議会で法案が通過するか否かは、二義的な問題であること。もし議会が法案を否決すれば、社会主義者の一層の増長を許したという非難は、議会に集中することとなり、政府の責任は免除される。
- iii それゆえ、法案の提案を余り重大に考える必要はなく、議会に下駄をあずける結果になっても良いことなど⁸⁾。

このティーデマンの指示には、当時ビスマルクが考えていた戦略構想が、見事に凝縮されている。この期間、ビスマルクの狙いは、ティーデマンやホフマンな

どによって、着々と実現されつつあったと言ってよからう。5月20日、連邦参議院は僅かな修正を施しただけで鎮圧法案を帝国議会で送付している。ビスマルクは自らの意図を成功させようとしたので、一方ではヘーデルの暗殺未遂事件に対する社会主義者たちの責任をとりわけ強調すると共に、他方では、彼らを取り締まるための防衛措置が必要なのだと主張し続け、よしんば帝国議会でこの法案が否決されても、何ら痛痒も感じないという彼の本心を、隠し続けていた。それゆえ、彼と気脈を通じていた幾つかの新聞ですらも、専らいきり立って声高に社会主義者の「道義」の欠如を非難するだけで、彼の本心を見抜き得なかったと言われる⁹⁾。

(註)

- 1) Mehring F., Geschichte der deutschen Sozialdemokratie, II. S. 492, (メーリング『ドイツ社会民主主義史』下巻, 381—2 ページ)。
- 2) Illust. Geschichte, S. 42, Bismarck Otto v., Werke in Auswahl, Acht Bände, Jahrbundtausgabe zum 23. September 1862, 6, Stuttgart, 1976, S. 170 および Pöls W., Sozialistenfrage und Revolutionsfurcht in ihrem Zusammenhang mit den angeblichen Staatsstreichplänen Bismarcks, Lübeck und Hamburg 1960, S. 40. なお Mehring F., op. cit., S. 494 (和訳本, 下巻, 383 ページ) にも、ビスマルクがこの訓令を発した事実が述べられている。
- 3) Dokumente zum Sozialistengesetz, nach aml. Akten bearb. v. R. Lipinski, hrg. von Parteivorstand der Sozialdemokratischen Partei Deutschland, Berlin 1928 (以下 D. z. S. と略記する) S. 21—23.
- 4) Karasek H., op. cit., S. 31. カラーゼクは本書を1978年に出しているが、筆者の知る限りでは、彼のこの指摘はかなり新しい見解である。
- 5) Schürmer Gerhard, Die Entstehungsgeschichte des Sozialistengesetzes, Göttingen 1929, Diss. S. 30.
- 6) Pack Wolfgang, Das parlamentarische Ringen um das Sozialistengesetz Bismarcks 1878—90, Düsseldorf 1961, S. 31—32.
- 7) Pack W., op. cit. S. 32 および Schürmer G., op. cit., S. 32.
- 8) Stürmer Michael, Bismarck und die preussisch-deutsche Politik 1871—1890, München 1978, S. 120—121, D. z. S., S. 27—28.
- 9) Pack W., op. cit., S. 33.

2. 弾圧法制定の真の動機

本章では、弾圧法制定の真の動機が、法案の条文が謳うように、社会主義者の取り締まりを行うことのみを目的としていたのではなく、それを名目として、この法律が実は当時帝国議会の内外で勢力をふるっていた

自由主義勢力にも向けられていた事実を指摘する。当時、政府部内には、貿易政策をめぐって、在来の自由貿易政策を踏襲しようとする論者と、保護貿易政策への転換を断行しようとする派との対立があった。ビスマルクは社会主義勢力の抑圧を口実として、実は議会内外の自由貿易政策推進論者を斬り、議会の多数派に楔を打ち込むことを狙いとしていた。その意味で、社会主義勢力と自由貿易主義者たちとの両勢力に対するいわば二正面作戦が、ビスマルクの戦略構想であったとすることができる。

弾圧法制定の真の動機をこのように見る見方は、最近の研究によっても余り変わっていないので、本章では、そのような研究成果の大略をなるべく要約的に記述しておこう。

1878年5月20日連邦参議院より帝国議会で送付された第1次の社会主義者鎮圧法案(正式には「社会民主主義者の騒乱防止に関する法律案」Text des Entwurfs des Gesetzes zur Abwehr sozialdemokratischer Ausschreitungen)は、その冒頭に、「社会民主主義的な目的を追求する印刷物と結社は、連邦参議院によって禁止することができる」と謳っており(第1条)、さらに「社会民主主義者」に対しては、その集会の禁止や印刷物の没収などの規制が厳しく定められており(第2条、第3条)、違反したのものには、懲役刑を科することが定められていた(第4条)。また法律は直ちに施行され、3年間の時限立法にすることが予定されていた(第6条)。このように、この法案は、その名称や条文から見ると、明らかに「社会民主主義者」の取り締まりを目的としており、法文上は、それ以外の目的をもつとは認められなかった。

当時、ビスマルクが社会民主主義者たちを抑圧したいと思った理由は、少くとも四つあった。その第1は、社会民主主義者たちが、反王政的な共和主義者であるという「憲法政治的な理由」、第2は、彼らが国際主義者であって、ドイツの敵と結びつき易いと考えられていたという外政的な理由、第3に、彼らが現存社会秩序や経済秩序を転覆しようとしているという内政的な理由、第4に、彼らが無神論者であって、倫理やモラルの中に新しい規範を設けようとしていることなどが、それであった¹⁾。これらの四つの理由の中でも、とりわけ第3の内政的な理由が、このときビスマルクの脳裏を去来したであろうことは、容易に想像できるが、この弾圧法立案の命令者であったビスマルクも、その作業が政府によって着手された当初は、その結果が首尾よく行くかどうかを確信できず、かなり懐疑的であったようである。だが、ヘーデルの犯行と社

社会主義労働者党との関係を正確に立証できるかどうかは、ビスマルクにとっては問題ではなかった。この事件をきっかけとして、社会民主主義者たちの政治的な危険性を大いに誇張して宣伝し、そうした印象や恐怖感を広く国民に与えておくことが目的であった。それゆえ、彼は当時くり返しては社会主義者が如何に現存社会秩序の維持のために危険であるかを強調した。社会主義者はそれほど反国家的な存在であるから、彼らには市民としての諸権利を保障してやる必要はなく、例外法を適用しても当然だと言うのが、ビスマルクの論理であった。有名な歴史学者トライチケは、1874年、ある文書の中で「社会民主主義者は近年益々国民国家理念に対して敵対的になって来ている」²⁾と指摘しているが、社会民主主義者たちを「国家の仇敵」と見るこの規定は、その頃から、市民たちの間にかなりの広がりを見せるようになっていた³⁾。「宮廷歴史家」でありベルリン大学教授でもあったトライチケが、社会主義者鎮圧法が制定されつつあった1878年6月に、社会民主主義者は「犯罪者の学校」Schule des Verbrechensであると規定して、すべての資本家に対して、社会民主主義的な労働者に対する規制手段を取るよう呼びかけた⁴⁾ことは、余りにも有名であるが、彼が当時ドイツの支配者階級が行いつつあった社会主義狩り運動のオビーニオン・リーダーをつとめたことは、ビスマルクにとって、まさに願ってもないことだった。ビスマルクは、このような「世論」の上に乗って、社会主義者が如何に危険であるかを強調し、彼らに対する取り締り法規を立法化しておくことが、如何に必要であるかを、力説すればよかつた訳である。

だが、ビスマルクがこの法案の提出を急いだ理由は、ひとりこの法案の公けの目的や名称が意味するような「社会民主主義者の騒乱防止」だけを、その主要な動機とするものではなかった。もちろん、疑いもなく、この法律は社会主義者の取り締りを強行するためにも向けられていたが、それを表向きの口実ないしは理由として、この法案を議会で成立させた暁には、帝国議会内の強力な反対勢力である自由主義者たちを、この際一挙に粉碎し、自らの願使に応ずるような新与党勢力を議会内につくることが、むしろ彼の狙いであったと見られる。何故ならば、当時オイゲン・リヒターの率いる進歩党の議員たちや国民自由党系の自由貿易主義者たちが、ビスマルクの意図しつつあった経済政策の転換に猛反対を続けていたからである。

西独の史家ツェヒリンは、1819年に独裁者メッテルニヒがサンドの暗殺事件を切っ掛けとして国民運動を抑圧した例と全く同様に、ビスマルクは1878年の2回

の皇帝狙撃事件を社会主義者に対する弾圧政策を進めるために利用したと述べているが、同時にツェヒリンが、ビスマルクの「戦術的な付随目的」は、社会主義者ばかりでなく、国民自由党と当ることだったと述べていることも、ここで想起さるべきだろう⁵⁾。またバックが、1878年初めの内政状況は、在来の自己の政策を再出発させようとするビスマルクの願望と、国会内に自分を支持してくれる新多数勢力を形成して、新理念の実現をめざそうとして踏み出したビスマルクの第一歩とによって、特徴づけられると述べているのも、前記の点から見て、妥当と思われる⁶⁾。

第1回目の暗殺未遂事件がおこったとき、ビスマルクの側近の一人が、「閣下、社会主義者ですか」と問うたのに対して、ビスマルクはそうじゃない。リベラリストだ！」と答えたという⁷⁾。そして間もなく攻撃の主方向は社会主義者に向けられ、国民自由党をも同時に弱体化できる方策の検討が始められた。かなり古くから伝えられているこのエピソードは、ビスマルクの意図をかなり直截に物語っている。ビスマルクにとっては、社会主義者よりも、むしろ自由主義者たちの方が難敵であった。それゆえ、弾圧政策の主筋は前者に向けられることになったのである。何故ならば、西独の史家シュテルマーも言うように、社会主義者鎮圧法制定の真の「目的は、社会問題の抑圧的な解決のための道を拓くことを第一義としたのではなく、革命の恐怖感を与えることによって、自由主義者や自由貿易論者から成る反対党を粉碎することだった」からである⁸⁾。

そこで、やや時代をさかのぼるが、1873年以降のドイツ経済政策史を辿りつつ、ビスマルクの経済政策の転換過程を、できるだけ要約的に跡付けてみよう。

ビスマルクが大ブルジョワジー、特に重工業資本家、織物工場主など大農の強い要求にしたがって、従来とって来た自由貿易政策から保護関税政策へと、その方針を転換したのは、社会主義者鎮圧法を彼が制定させた1878年の春頃である。銚鉄関税撤廃の発効したこの年に突如到来した経済恐慌と、それに引続く5カ年間に及ぶ経済不況とは、自由貿易政策に寄せていた人々の信頼感を大きく動揺させた。帝国政府は保護貿易政策をとるべきで、経済活動に対する権力介入を強化すべきであるという論議が、当時イギリスやフランスなどの資本と激しく鎗をけずっていたドイツの大資本、とりわけ鉄鋼業、繊維産業、化学工業の資本家たちから先ず出された。1875年に結成されたドイツ工業家中央連合 Zentralband Deutscher Industrieller は、同年2月末以降、保護関税政策推進のための組織

的な運動を展開するに到り、これに呼応して、エルベ河以東の大土地所有者たちも農業保護関税政策を要求するに到っている。かくて、これらの諸階級のインタレストを代表するドイツ保守党、ドイツ帝国党、国民自由党右派、中央党の議員たちの中には、保護貿易政策への転換を主張するものが増加しつつあったのである⁹⁾。

大ブルジョワジーは保護関税政策によって外国、とりわけイギリスの鉄製品および繊維製品をドイツ市場から駆逐しようと考えていた。またビスマルクの支持基盤であったプロシア・ユンカー勢力は、穀物輸出の利害関係から、在来は熱心な自由貿易政策の支持基盤でもあったが、この頃になると、アメリカやロシアからの安い穀物の流入を怖れるようになり、その年来の主張を変えるようになっていた。75年末のドイツ市場における小麦価格の急落は、彼らの年来の主張の転換を決定づけ、彼らの国家政策への依存と要求とを一層強化させたのである。

かくて、翌76年3月、彼らの間から生れた新しいプレシヤグループのいくつかは、政府部内の自由主義者や自由貿易主義者の罷免交迭を公然と要求し始めると、ビスマルクは保護貿易推進論の中心者首唱者カールドルフ自由保守党議員と結んで、これまで自らの右腕として自由貿易政策を推進させて来たデルブリュック帝国官房長官を辞職させてしまった(1876年6月)。デルブリュックの辞職によって、保護関税政策推進への最大の障害は除かれ、以後ビスマルクは保護関税政策への路線転換を次第に為し遂げて行くことになるのである¹⁰⁾。ドイツ工業家中央連合を始めとする大ブルジョワジーやユンカー層が、このように保護貿易政策の推進を強く政府に望み始めると、ビスマルクは、これらの諸勢力を敵にまわすことの方が、社会主義者の抵抗をうけることよりも、重大であると考えた。彼は前者の協力なくしてはドイツ帝国の統営は難しいと信じており、1878年の春ごろまでには、関税保護貿易政策をとることを、既に明確にきめていたと言われる。

後に第2次社会主義者鎮圧法案が採択される2日前の10月17日、ドイツ保守党、ドイツ帝国党および国民自由党と中央党両党の一部議員からなる国民経済連合 Volkswirtschaftliche Vereinigung に所属していた204議員が、ビスマルクに対して関税政策の改正を要求していることは、社会主義者鎮圧法の制定が、関税政策にからむユンカー・ブルジョワジーの共通利益の推進を交換条件として、事実上行われるに到ったことを如実に示しているが、その過程については、本稿の

次号掲載分でふれることにしよう。ともあれ、1878年始め、保護貿易政策を推進することを既に決意していたビスマルクは、2月末から3月にかけて、自らの閣僚中の自由貿易論者たちを次々と辞職させて行くのである。彼が蔵相カンパハウゼンに迫って辞職させることに成功したのは3月24日であるが、カンパハウゼンに次いで、ビスマルクと保護貿易論者の敵である自由貿易論者は、次々と政府部内の主要ポストから一掃された。商務相アッヘンバッハの辞職や、内相F. オイレンブルク(彼の辞職後、後任者となった前述の内相B. オイレンブルクは前任者の甥で別人である)の辞職がそれである(3月)。その結果、ビスマルクは保護貿易政策を遂行するために障害となるような閣僚はすべて辞職させ、内閣を自分の意の儘になる人たちだけで固めることができた。

このような動きと呼応して、保護貿易政策の推進を求めるラインの工業家たちも、2月末には既に活動を開始していた。前記のドイツ工業家中央連合は、2月22～23日の総会において、関税率に関する要求案を決定している¹¹⁾。そして、これらの要請が、その後のドイツ経済政策の底流として、以後生き続けて行くのである。同月、ビスマルクはハイデルベルクに各邦大臣会議を招集して、保護関税制度導入の意向をいち早く表明している¹²⁾。工業家たちがこのように動き始めると、これに呼応して、大土地所有者ナウエル・グレーバーを始めとするユンカー層も、農業保護関税政策を要求するに到り、ここに共通の利害の推進を求めるユンカー・大工業家の協力態勢ができ上がった。

議会外における二大勢力の提携がこのようになったとき、残された問題は、帝国議会の内部において、ビスマルクを支持する勢力を、どのように形成するかという問題だけとなった。そのような動きが急速に進められて行くのは、3月である。3月12日、ドイツ帝国議会内に66名の議員から成る有志団体、自由経済連合 Freie Wirtschaftliche Vereinigung が成立した。この連合組織には、ドイツ保守党、帝国党の二大保守勢力のほか、中央党の一部議員、大土地所有者、南独の貴族、国民自由党右派の議員などが結集しており、この人たちが中心となって、ビスマルクの新与党勢力は以後数カ月のうちに形成されて行くのである。

だが、ビスマルクがこれらの新与党勢力をさらに強力にし拡大しつつ、保護貿易政策を推進して行くためには、議会内の手ごわい反対勢力である国民自由党多数派と、躍進いちじるしい社会主義労働者党とを、同時に撃破する切っ掛けが必要であった。既に3月末、ビスマルクと前記の自由貿易政策首唱者カールドルフ

との間でもたれた会見では、帝国議会の解散と選挙のことが、話題にのぼっていたという¹³⁾。帝国議会の解散は、このときから待たれていたのである。5月11日、第1回目の皇帝暗殺未遂事件がおこったのは、まさにこのような状況下であった。この会見が行われてから僅か数週間後に、ヘーデル事件がおこっていることは、注目されてよいだろう。

(註)

- 1) Pack W., op. cit., S. 8.
- 2) Simon W. E., *Germany in the Age of Bismarck*, London 1968. pp. 191—196.
- 3) Zechlin Egmont, *Die Reichsgründung, Deutsche Geschichte, Ereignisse und Probleme*, Frankfurt/M-Berlin-Wien 1967, S. 197.
- 4) Fricke D., 《……und ausgelacht obendrein!》, S. 5—6, なお彼の旧著 *Bismarcks Prätorianer, Die Berliner politische Polizei im Kampf gegen die deutsche Arbeiterbewegung (1871—1898)*, Berlin 1962, S. 42 に、より詳細な記述がある。
- 5) Zechlin E., op. cit., S. 197.
- 6) Pack W., op. cit., S. 28.
- 7) Ziekursch Johannes, *Politische Geschichte des neuen deutschen Kaiserreiches*, 2 Bd., Frankfurt/M. 1927, 322f. zit. nach Engelberg Ernst, *Deutschland 1871—1897*, Berlin 1965, S. 153.
- 8) Stürmer Michael, *Konservatism und Revolution in Bismarckreich*, in Stürmer M., (hrsg.), *Das kaiserliche Deutschland, Politik und Gesellschaft 1870—1918*, Düsseldorf 1977, S. 155.
- 9) Lidtke Vernon L., *The Outlawed Party: Social Democracy in Germany, 1878—1890*, Princeton 1966. pp. 71—72. 広田司郎『ドイツ社会民主党と財政政策』, 11ページ。
- 10) Böhme Helmut, *Big-Business Pressure Groups and Bismarck's Turn to Protectionism, 1873—79*, in the *Historical Journal*, x, 2 (1967), pp. 218—236.
- 11) Engelberg E., op. cit., S. 151—152.
- 12) 広田, 前掲書, 12ページ。
- 13) Engelberg E., op. cit., S. 151—153.